

車いす専用車貸出し事業について

1 利用対象

以下のいずれかで、運転手を確保できる方。

- 車いすを利用している市内在住の方
- 車いすを利用している方の親族で、市内在住の方
- 市内の福祉施設入所者で車いすを利用している方
 - ※ 住民登録が市外の方は、運転者が市内在住または市内在勤の場合に限る

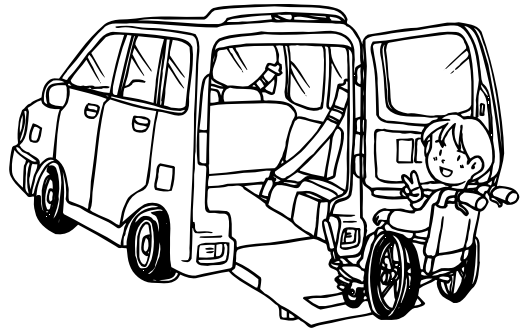
2 受付日時

- 月～金曜日 8：30～17：15
- 土曜日 8：45～17：15
- ※ 12/29～1/3、祝祭日を除く

3 利用登録

社協に以下のものを提出ください。

- 車いす専用車利用登録申請書
- 運転者の免許証の写し



4 利用期間

- 連続3日間を限度とします。
 - ※ 早朝・夜間の使用が見込まれる場合、前後1日を追加できます。その場合、11時まで返却ください。

5 利用料・燃料費

- 利用料は無料ですが、燃料費は負担いただきます。
 - ※ 距離数から燃料費を換算する場合
- 10kmまで100円。以後10km毎に100円加算。

6 その他の自己負担

- 有料道路の通行料、有料駐車場の駐車料金等。
 - 貸出期間中の事故・故障等の修繕費。
- 保険に加入していますが免責50,000円が必要となります。

- 7 予約
- ・1ヶ月前から受付
 - ・窓口または電話にて、空き状況を確認のうえ予約ください。
 - ・日時・目的・行き先をお知らせください。
- 8 貸出し
- ・窓口にて登録カードを提示ください。
 - ・確認のうえ車両を貸し出します。
- 9 返却
- ・運行日誌を記入ください。
 - ・利用報告書を提出ください。
- 10 連絡・問合せ先
- 豊明市社会福祉協議会
 電話 0562-93-5051
 住所 豊明市新田町吉池18番地3

※ 貸出車両

車種	台数	定員	乗車方法
ワゴンR（軽）	2台	車いす1名+2名	スロープ
タント（軽）	1台	車いす1名+2名	スロープ
ノア（ワゴン）	1台	車いす2名+2名 車いす1名+5名	リフト